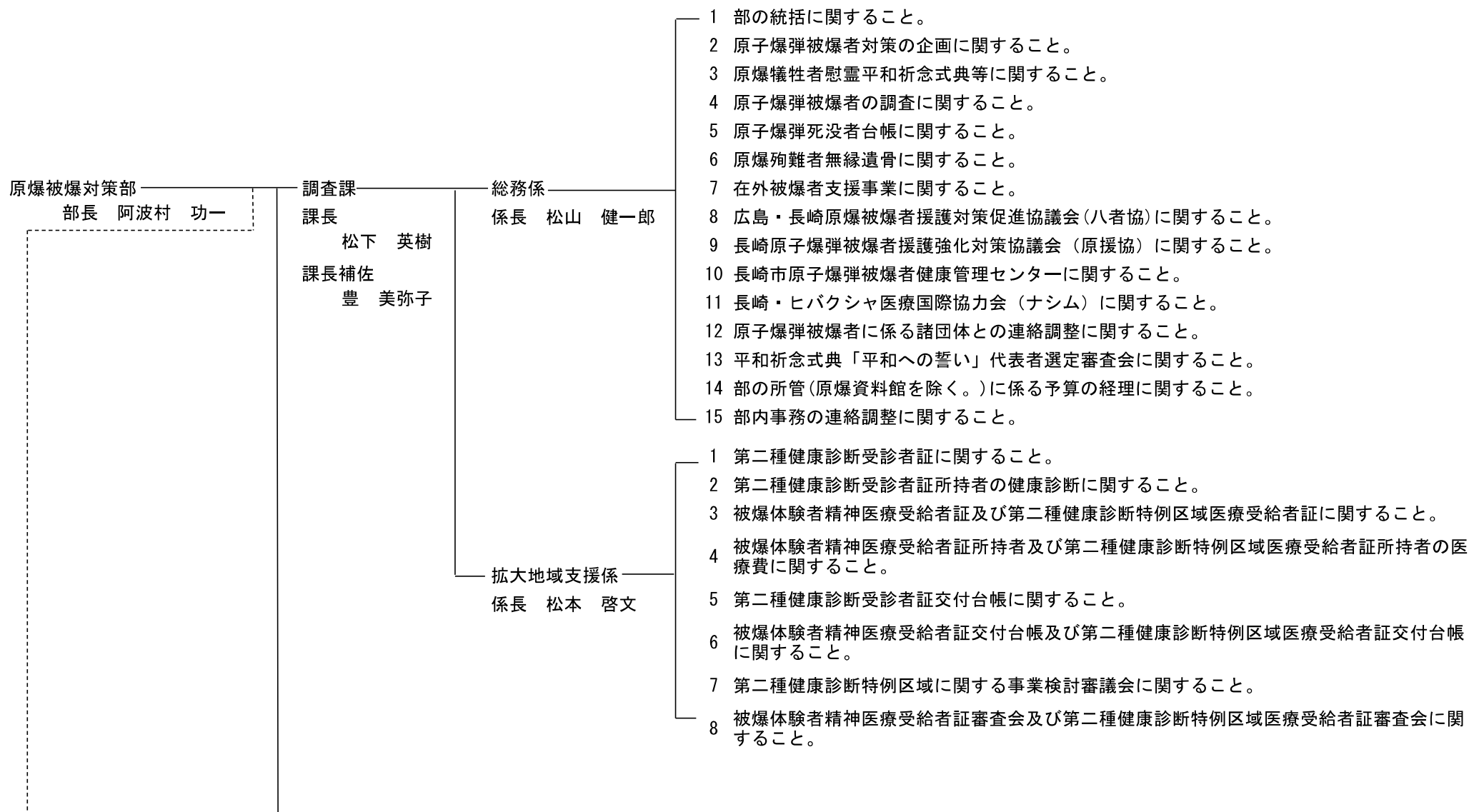


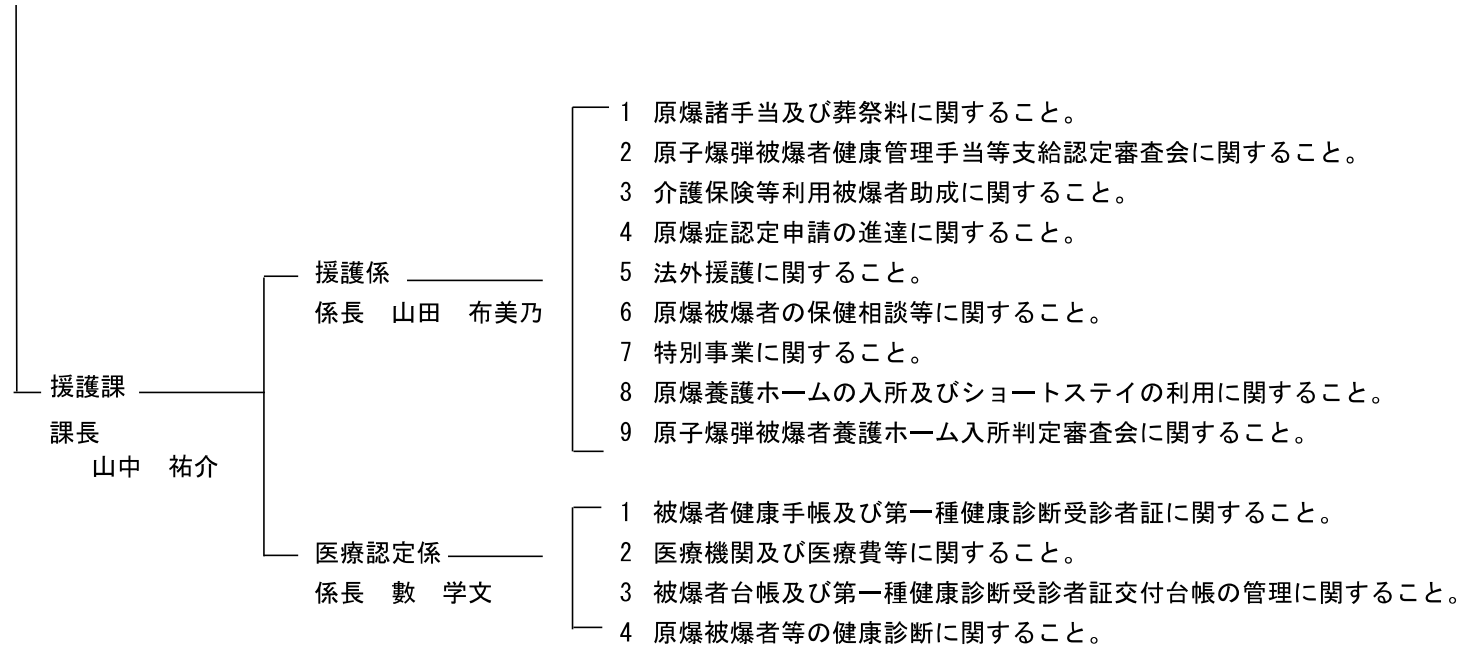
所管事項調査に関する資料

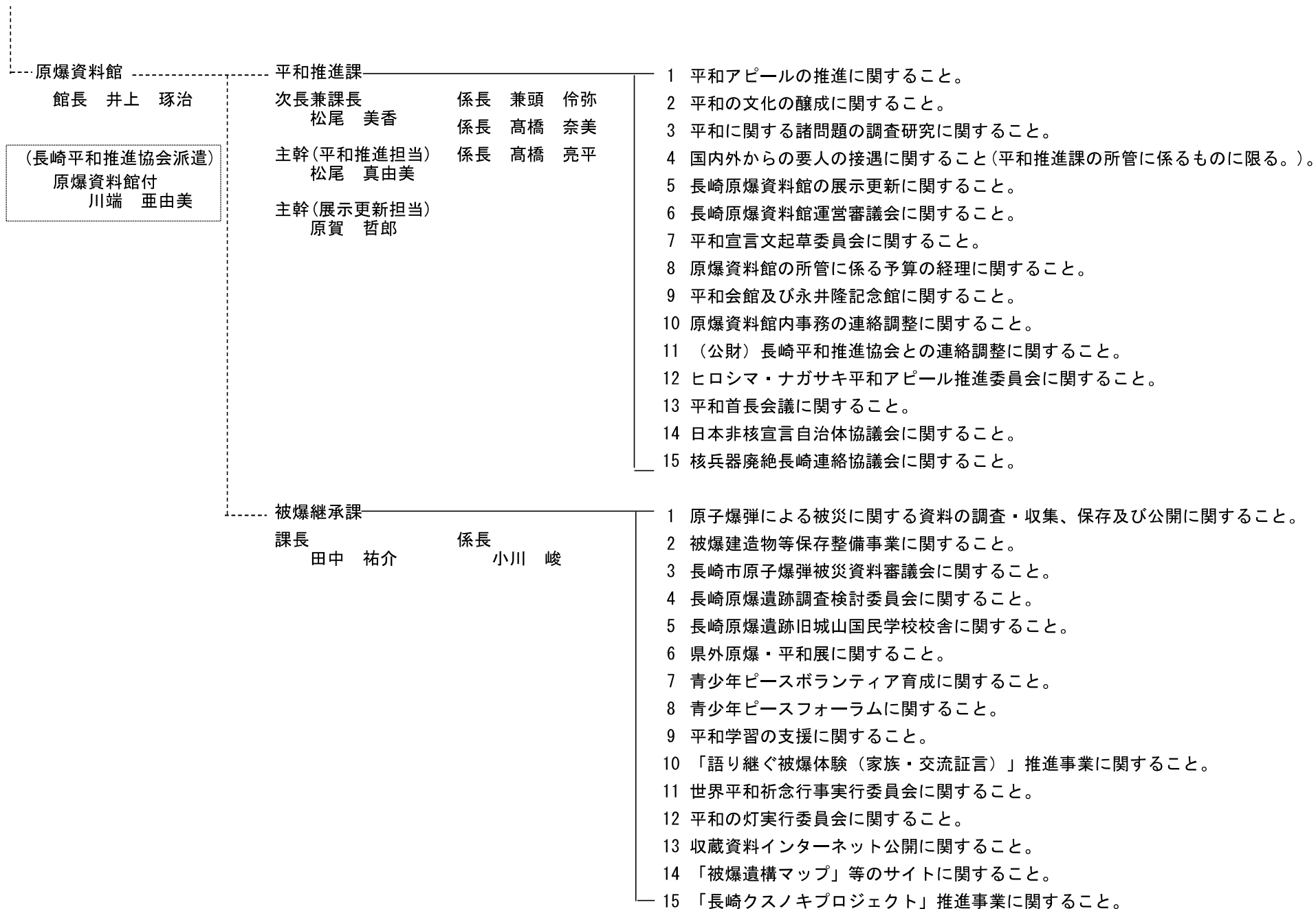
目次	ページ
1 機構及び事務分掌	2～ 4
2 職員数	5
3 事業の概要	
(1) 被爆者等の動向	6～ 7
(2) 各種手当等	8
(3) 原爆・平和関連施設の入館状況	9
4 長崎原爆資料館展示更新について	
(1) 事業概要	10
(2) スケジュール	11
(3) 解説パネル原稿案	別冊 1
(4) 原爆資料館運営審議会での主な意見	別冊 2
5 指定管理者制度の更新の方針について	
(1) 指定管理者制度導入施設一覧	12
(2) 非公募予定施設（長崎原爆遺跡 旧城山国民学校校舎）	12～16
6 令和 7 年度指定管理者制度の状況について	別冊
7 長崎原爆資料館屋外エレベーターの停止について	別冊 3

原爆被爆対策部
令和 8 年 6 月

1 機構及び事務分掌







2 職員数

原爆被爆対策部

職員数 47人

(令和8年6月1日現在)

部・課等	職名	人数	部・課等	職名	人数
原爆被爆対策部	部長	1人	原爆資料館	館長	1人
調査課 13人	課長	1人	平和推進協会派遣	(課長級)	1人
	課長補佐	1人	平和推進課 13人	次長兼課長	1人
	係長	2人		主幹	2人
	主任	1人		係長	3人
	主事	6人		専門官	1人
	職員	2人		主事	2人
厚生労働省派遣		1人		職員	4人
援護課 9人	課長	1人	外務省派遣	(主事級)	1人
	係長	2人	被爆継承課 7人	課長	1人
	上席専門官	1人		係長	1人
	主任	1人		主任	1人
	専門官	3人		主事	4人
	職員	1人			

3 事業の概要

(1) 被爆者等の動向

ア 被爆者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

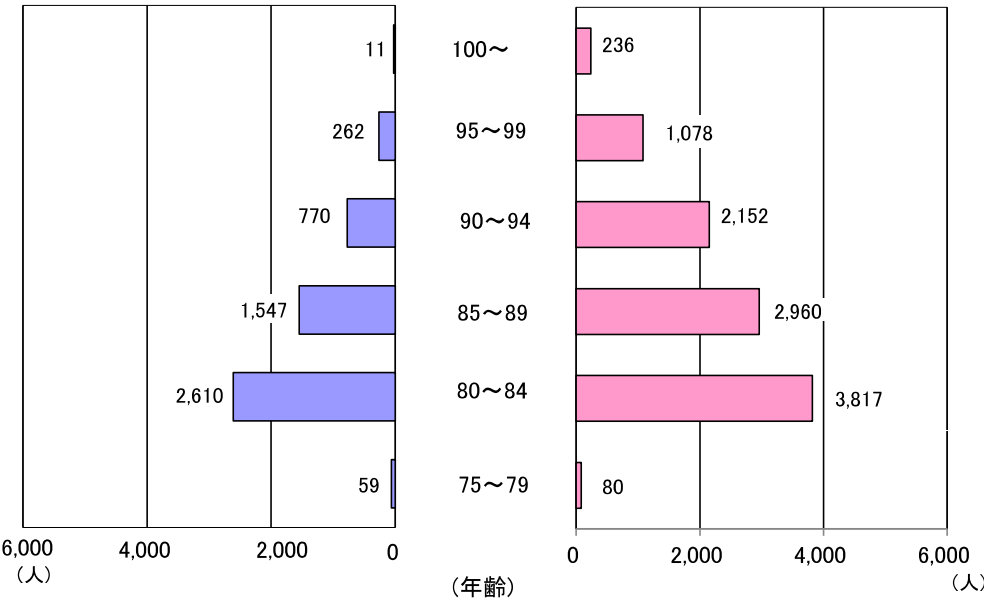
年度	被爆者 健康手帳 所持者数	増				減			増減 (a - b)
		新規	転入	切替等	計 a	死亡	転出	計 b	
R3	22,402	9	47	0	56	1,612	96	1,708	△ 1,652
R4	20,617	5	56	0	61	1,750	96	1,846	△ 1,785
R5	18,904	8	48	1	57	1,677	93	1,770	△ 1,713
R6	17,154	5	62	1	68	1,727	91	1,818	△ 1,750
R7	15,582	5	55	0	60	1,546	86	1,632	△ 1,572

イ 被爆者の状況

(令和8年3月31日現在)

男性	計	女性
5,259人 (33.8%)	15,582人	10,323人 (66.2%)
平均年齢 85.47歳	86.74歳	87.39歳

性別・年齢階層別被爆者数



ウ 第一種健康診断受診者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	第一種健康診断受診者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	異動※	計b	
R3	3	0	0	0	1	0	0	1	△ 1
R4	3	0	0	0	0	0	0	0	0
R5	3	0	1	1	0	0	1	1	0
R6	3	1	0	1	0	0	1	1	0
R7	3	0	0	0	0	0	0	0	0

※「異動」欄は、第一種健康診断受診者証から被爆者健康手帳に切り替えた件数

エ 第二種健康診断受診者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	第二種健康診断受診者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	その他※	計b	
R3	4,699	3	1	4	271	15	0	286	△ 282
R4	4,389	0	7	7	292	25	0	317	△ 310
R5	4,064	1	7	8	317	15	1	333	△ 325
R6	3,736	7	4	11	321	16	2	339	△ 328
R7	3,415	6	5	11	323	9	0	332	△ 321

※「その他」欄は、被爆者健康手帳取得等による返還の件数

オ 被爆体験者精神医療受給者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	被爆体験者精神医療受給者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	その他※	計b	
R3	4,057	9	1	10	242	11	7	260	△ 250
R4	3,786	11	4	15	261	18	7	286	△ 271
R5	3,537	38	7	45	274	14	6	294	△ 249
R6	636	22	0	22	264	14	2645	2923	△ 2,901
R7	184	0	0	0	46	0	406	452	△ 452

※「その他」欄は、第二種健康診断特例区域医療受給者証取得等による返還の件数

カ 第二種健康診断特例区域医療受給者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	第二種健康診断特例区域医療受給者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	その他※	計b	
R6	2,876	2,903	2	2,905	28	1	0	29	2,876
R7	3,084	483	5	488	271	9	0	280	208

※「その他」欄は、被爆者健康手帳取得等による返還の件数

(2) 各種手当等

種 別	支 給 の 対 象 と な る 人	令和 8 年度 金 額	種 別	支給の対象となる人		令和 8 年度 金 額	
医 療 特 別 手 当	負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものであるという厚生労働大臣の認定を受けた人（認定被爆者）で、現在もその負傷又は疾病の状態にある人	月額 159,100 円	保 健 手 当	爆心地から 2 キロメートル以内で直接被爆した人及び被爆当時その人の胎児であった人	左に該当する人のうち、次（ア）又は（イ）に該当する人 （ア）省令で定める範囲の身体上の障害がある人 （イ）配偶者、子及び孫のいずれもいない 70 歳以上の人であって、その人と同居している人がいない人	月額 39,130 円	
特 別 手 当	上記認定を受けた人で、現在は認定された負傷又は疾病の状態にない人	月額 58,750 円			上記（ア）、（イ）のいずれにも該当しない人	月額 19,620 円	
原 子 爆 弾 小 頭 症 手 当	原子爆弾の放射能の影響による小頭症の人	月額 54,760 円			介 護 手 当	省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害により介護を要する状態であって、かつ、実際に介護を受けている人	〔費用介護〕 費用を支出して介護を受けたとき （介護保険利用の場合の対象サービスは訪問介護・夜間対応型訪問介護・訪問型サービス（第 1 号訪問事業））
健 康 管 理 手 当	次の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている人 1. 造血機能障害 2. 肝臓機能障害 3. 細胞増殖機能障害 4. 内分泌腺機能障害 5. 脳血管障害 6. 循環器機能障害 7. 腎臓機能障害 8. 水晶体混濁による視機能障害 9. 呼吸器機能障害 10. 運動器機能障害 11. 潰瘍による消化器機能障害	月額 39,130 円	〔家族介護〕 重度障害で費用を支出しないで家族等に介護を受けているとき	中 度			
				月額 24,970 円			

(3) 原爆・平和関連施設の入館状況

ア 長崎原爆資料館

(単位：人)

年度	展示室						ホール 図書室 平和学習室	合計
	有料			無料	小計	うち 修学旅行生		
	大人	小人	計					
R5	363,299	259,672	622,971	59,973	682,944	217,144	75,809	758,753
R6	421,182	250,246	671,428	65,508	736,936	198,499	73,889	810,825
R7	495,387	251,631	747,018	71,929	818,947	195,432	77,453	896,400

イ 永井隆記念館

(単位：人)

年度	展示室						図書室	合計	
	有料			無料					小計
	個人	団体	計	高校生以下	その他	計			
R5	6,544	3,681	10,225	86,857	5,534	92,391	102,616	7,489	110,105
R6	6,989	4,407	11,396	86,835	6,038	92,873	104,269	7,204	111,473
R7	8,823	5,376	14,199	82,732	7,214	89,946	104,145	8,289	112,434

ウ 被爆建造物等

(単位：人)

年度	長崎県防空本部跡 (立山防空壕)	三菱兵器住吉 トンネル工場跡	長崎原爆遺跡 旧城山国民学校校舎	山里小学校 原爆資料室	合計
R5	12,764	2,416	23,386	51,301	89,867
R6	13,678	2,292	24,323	49,790	90,083
R7	14,941	2,673	24,819	50,215	92,648

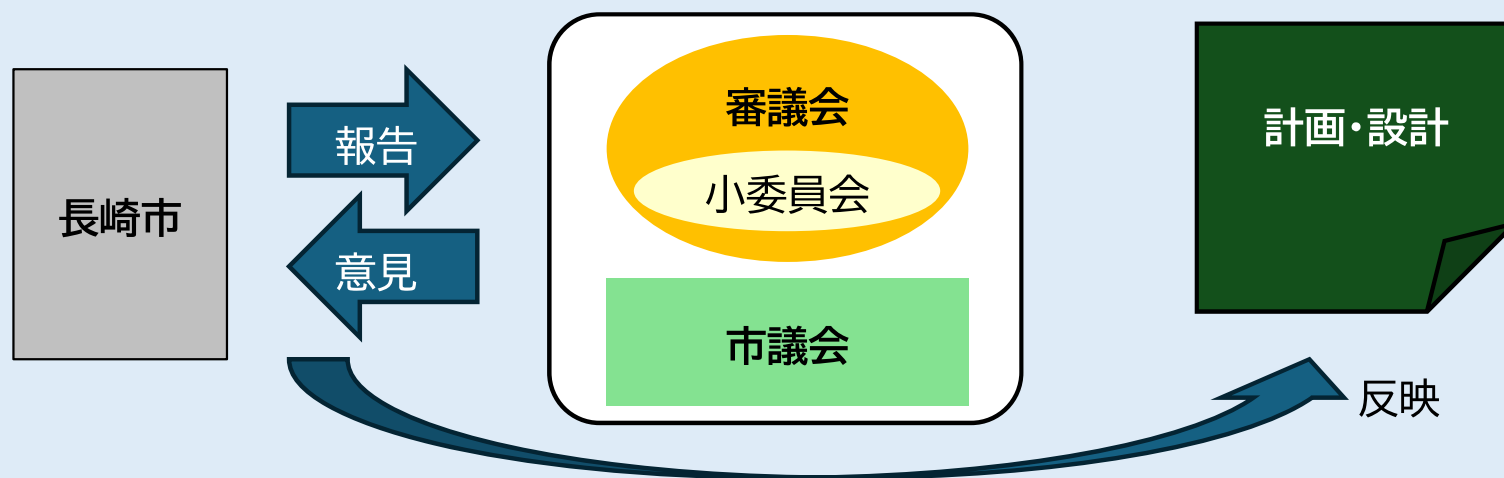
4 長崎原爆資料館展示更新について

(1) 事業概要

ア 事業経過

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
工程	基本計画	基本設計	実施設計	制作・施工
会議	運営審議会 3回 小委員会 4回	運営審議会3回	運営審議会 4回 小委員会 2回	運営審議会(回数未定) 監修依頼ほか
備考	パブリックコメント、 アンケートの実施	ワークショップの開催		開館しながらの改修

イ 計画・設計策定の流れ



4 長崎原爆資料館展示更新について

(2) スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
Aコーナーの一部	文案等調整	運営審議会	市議会定例会	文案等最終調整 (追加)運営審議会	監修	8月末 原稿確定	施工	※ 閉館せずに、 段階的に施工					
Bコーナーの一部							翻訳調整	施工					
C・Dコーナー							翻訳調整	施工					

5 指定管理者制度の更新の方針について

(1) 指定管理者制度導入施設一覧

選定方法	施設名	設置根拠（条例）	現在の指定管理者	指定期間	所管課
公募	長崎原爆資料館 長崎市平和会館	長崎原爆資料館条例 長崎市都市公園条例	NBC Socia-Trustee 共同事業体	令和6年9月1日～ 令和12年3月31日	平和推進課
非公募	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター条例	公益財団法人 長崎原子爆弾被爆者対策協議会	令和7年4月1日～ 令和12年3月31日	調査課
	長崎市永井隆記念館	長崎市永井隆記念館条例	特定非営利活動法人 長崎如己の会	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	平和推進課
	長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎	長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎条例	城山小学校被爆校舎平和発信協議会	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	被爆継承課

※長崎原爆資料館・長崎市平和会館は、長崎市歴史民俗資料館と併せて、上記の指定管理者を選定している。

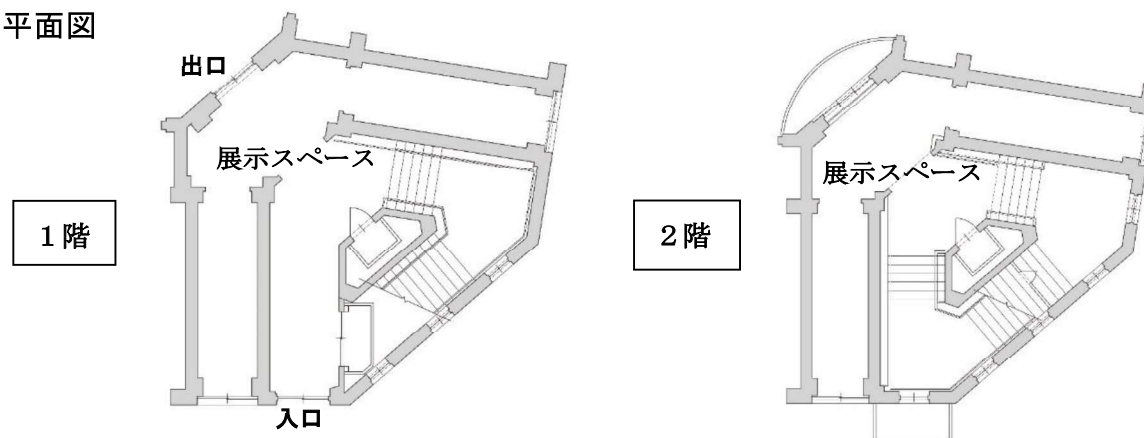
(2) 非公募予定施設（長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎）

ア 施設の概要

(ア) 位置図



(イ) 平面図



(ウ) 名 称 長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎

(エ) 所 在 地 長崎市城山町 95 番地

(オ) 構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建

(カ) 設置年月日 平成 29 年 4 月 1 日

(キ) 設 置 目 的 長崎原爆の著しい痕跡が残る旧城山国民学校校舎を保存し、広く市民の観覧に供することにより、被爆の実相を伝えるため。

(ク) 主な施設内容

延床面積		483.68 m ²
施 設 内 容	1 階	一般開放 展示スペース（写真パネル、木煉瓦、荒川秀男元校長のスケッチ画、城山小学校で出土した遺物等を展示）
	2 階	
付属施設		屋外トイレ（男・女・多目的）

(ケ) 開館時間の承認の基準 開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までの時間帯を基本とし、1 日 7 時間以上

(コ) 休館日の承認の基準 休館日は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間において 6 日以内

(サ) 利用料金 無料

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移 (単位：人)

年度	導入前 (平成 28 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用人数	29,640	23,720	23,386	24,323	24,819

(イ) 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く (単位：千円)

年度	導入前 (平成 28 年度)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (見込み)
金額	1,408	4,814	4,814	4,814	4,814

(ウ) 利用料金収入 利用料金なし

(エ) 主なサービス向上策

指定管理者は、毎月 1 回、職員全体で会議の場を持ち、来館者へのよりよい対応や見学環境の充実について、情報共有や意見交換を行っている。また、個人としても平和案内人や長崎さるくガイドとして活動するなど、説明案内の知識を深め、職員全体が自己研鑽に努めている。さらに、城山小学校とも積極的に連携・協力することで、地域の人たちとの交流や、子どもたちの見守り、平和学習の手助けなどに繋げている。

(オ) 評価

国指定史跡の被爆建造物の管理者として職員が共通の意識を持って、適切に施設の維持管理を行っており、城山小学校や地域との連携も図られている。

利用者アンケートにおいても「案内が丁寧で分かりやすかった」や「戦争の悲惨さや当時の様子を詳しく知ることができた」など肯定的な意見が多く寄せられており、利用者の視点に立った案内を行っている。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

(ア) 現在の指定管理者 城山小学校被爆校舎平和発信協議会

(イ) 現在の指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）

(ウ) 次期指定期間 令和9年4月1日から令和13年3月31日（4年間）

※令和12年度から本施設の保存整備工事（耐震化含む）、及び展示更新を予定しており、工事が本格化する令和13年度から供用ができなくなるため、4年間の指定期間とするもの。

【旧城山国民学校校舎保存整備工事等スケジュール（案）】

		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度	令和 1 3 年度	令和 1 4 年度	令和 1 5 年度
		現指定管理期間 R4～R8年度（ 5 年間）				次期指定管理期間 R9～R12年度（ 4 年間）				休館期間 R13～R15年度（ 3 年間）		
変 更 前	保存整備	実施設計		文化庁 現状変更 許可	遺構確認 調査	入札執行 仮契約	保存整備工事					
	展示改修	展示基本計画	展示内容調査検討		証拠映像収集・制作等	展示基本設計	展示実施設計・施工					
（ 変 更 後 ）	保存整備				遺構確認調査を踏まえた 対応検討	地下遺構を踏まえた工法検討業務 （保存整備委員会での協議含む）	修正設計業務 （実施設計）	入札執行 仮契約	保存整備工事			
	展示改修							展示基本設計	展示実施設計・施工			

(エ) 選 定 方 法 非公募

(非公募の理由)

本施設の設置目的は、「長崎原爆の著しい痕跡が残る旧城山国民学校校舎を保存し、広く市民の観覧に供することにより、被爆の実相を伝えるため」であり、この目的を達成するため、専門的かつ城山国民学校に特化した知識を蓄積した団体が管理を行う必要がある。

城山小学校被爆校舎平和発信協議会は、「城山小学校における被爆校舎等の公開推進を図るとともに、原爆の悲惨さや核兵器の恐ろしさなどを伝えることにより、被爆の実相を継承し、平和への願いを発信する」ために設立されており、本施設の設置目的の達成や効用を高めるために効果的に管理運営を行うことができる。

(オ) 利 用 料 金 制 導入しない

エ 指定までのスケジュール

年 月	市議会	内 容
令和8年6月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和8年8月		・特定団体に仕様書等を提示
令和8年9月		・特定団体から指定に必要な書類を受領
令和8年11月		・特定団体の決定
	11月議会	指定管理者の指定
		・指定議案審査
		債務負担行為の設定
		・補正予算議案審査